

第 53 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議事概要

開催日	令和3年9月27日(月)～10月4日(月)	
開催方法	書面開催	
委員氏名	委員長 西 貴久雄(独立行政法人国民生活センター監事) 委員 有川 博(日本大学総合科学研究所客員教授) 委員 山内 容(弁護士) 委員 竹内 啓博(公認会計士・税理士) 委員 柏尾 哲哉(独立行政法人国民生活センター監事)	
抽出案件	4 件	(備考) ・事務局から、今回の審議対象の契約件数等の書面一式を各委員に郵送にて送付し、報告した。 ・概要として、第1四半期の契約の状況を踏まえ、一者応札・一者応募かつ落札率90%超の契約、落札率90%超の契約について審議対象とした旨報告した。
(内訳)		
一般競争入札	4 件	
企画競争	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	令和3年度第1四半期に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>【事案1】【事案2】</p> <p>独立行政法人国民生活センター相模原事務所の建物維持管理業務（総務部管理室）</p> <p>独立行政法人国民生活センター相模原事務所の研修宿泊関係業務（総務部管理室）</p> <p>・従前の発注業務にあった「企画業務」はどのような扱いとなったのか。</p> <p>・今回は「建物維持管理業務」と「研修宿泊関係業務」に分割して調達を行っているが、どのような検討を行い、分割をすることにしたのか。</p> <p>・分割した結果、参加申込者数も増え、関心を示す者が増えたと思われるが、結果的に一者応札となっている。次回調達に向けて改善策はどのように考えているか。</p> <p>・参加事業者の辞退理由を概括的に検討すると、各区分業務の作業ボリュームが大きい又は各区分業務の業務内容が多岐にわたっている、ということが新規参入の障害となっているように思われる。各区分業務を更なる区分調達に移行する等適切な発注単位としての業務区分をなしうるかを検討されたうえで、適切な業務区分をなしえないと判断される場合には「原因分析とその対応を行っても</p>	<p>・「企画業務」の主な内容は、外部利用申し込みがあった際の研修室や宿泊室の利用方法の提案や、自動販売機等の館内サービスの選択・配置等であるところ、業務の分割により研修宿泊関係業務に含まれることとなった。</p> <p>・前回の調達では一者応札となり「競争性の確保」が課題となった。入札を見合わせた理由を確認したところ、仕様書内の「建物維持管理」と「研修宿泊関係」の混在が一括受注の障害となったとの意見が得られたため、この点を改善考慮することで競争性の確保が可能と判断し、市場化テスト事案につき、官民競争入札等監理委員会の議了を得て、分割発注での入札を実施することとした。</p> <p>・コロナ禍により人員確保が例年より困難であったとの辞退理由もあり、次回の状況は予想できないが、更なる入札条件等に対する改善措置事項の要望を深度をもって検証していくこととする。</p> <p>・従前よりの改善を目的とした市場化テストであるため、各検討事項や改善への余地がないかについては、引き続き検証していくが、ご指摘のとおり、調達内容や方法の改善が長期的に困難であったり、硬直化することが見込まれるようであれば、主務官庁や総務省とも調整し確認公募型随意契約の途も検討してまいりたい。</p>

意見・質問	回 答
<p>なお一者応札が継続する案件」として、「公募を行った上で随意契約に移行すること（確認公募型随意契約）」を検討されることも一案ではないか。</p>	
<p>【事案3】 情報資料館の司書業務委託（広報部）</p> <p>・本件業務について「雇用契約」や「労働者派遣契約」ではなく、「委託契約」として行っている理由は何か。</p>	<p>・労働者派遣契約の場合、司書を専門職として複数人確保している派遣業者は極めて少ないため、不測の事態や急な退職の際、別の司書をすぐには確保できないが、司書業務の委託を受けている事業者は複数人の司書を確保しているため、業務が滞らず継続できることから、「業務委託」としている。その他の雇用契約については、非常勤職員や事務補助員の雇用という選択となるが、人員増は望ましくない状況である。</p>
<p>【事案4】 2022年版「くらしの豆知識」デザイン・レイアウト請負業務（広報部）</p> <p>・デザイン・レイアウトは毎年大幅に変更されることを許容しているのか。</p> <p>・大幅な改訂を予定するときの調達方法と内容のみの改訂の場合では望ましい調達方法は異なるとも考えられるが、調達方法についてはどのように考えているか。</p>	<p>・デザイン・レイアウトの大幅な変更は許容しているが、必要な情報量を維持しつつ、読みやすさを確保するため、フォントの大きさや文字量等に配慮していることから、結果的に基本的なレイアウトが似てしまうのは否めない。</p> <p>・本誌は自治体が毎年購入して住民に配布していること、また市販品としての商品価値も確保する必要があり、購入意欲へのアピールとして新規感を示すため、毎年デザインの改訂は欠かせない。改訂の規模に関わらず、販売を行う限りはデザイン性も重要であることから、競争原理を活かした総合評価落札方式とする必要があると考えている。</p>